

# 分別基準適合物及び分別収集物のべール品質調査に係る委託業務仕様書

## 1. 件名

「令和7年度容リ法に基づく分別基準適合物及びプラ法に基づく分別収集物のべール品質調査に係る業務委託について」

## 2. 業務目的

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容リ法」という。）及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラ法」という。）に基づき、プラスチックの再商品化事業を円滑に推進するためには、市町村等から引き渡される分別基準適合物（以下「容リ法プラべール」という。）及び分別収集物（以下「プラ法べール」という。）の品質向上が必要不可欠となる。

協会では、容リ法及びプラ法におけるべール品質の維持向上に向けて、環境省令で定める分別基準を踏まえ、それぞれの法に基づいた「引取り品質ガイドライン」を作成し、基準を満たさないべールについて、市町村等のべール品質改善の取組みを強化している。

本業務では、市町村等から引き渡される全てのべールを対象に協会が品質調査を実施し、引取基準への適合性を評価し、その結果に基づき、市町村等によるべール品質の向上を促すことにより、再商品化処理費用の低減を図るとともに、再商品化処理の高度化、再商品化製品の利用促進に寄与することを目的としている。

また、本べール品質調査の結果は、「市町村への合理化拠出金制度」の品質寄与による配分の判断基準ともなることから、公正かつ厳格な品質評価を行うことも本業務の目的とする。

## 3. 業務委託先の要件

本業務は、容リ法及びプラ法に定められた指定法人として再商品化事業に係る公共性の高い業務を請け負うことから、委託先の事業者には中立性を有し、高い倫理水準により経営が行われていることが求められるため、以下の4要件を満たすことを業務委託先の要件とする。

- (1) 容リ法及びプラ法に関係の深い再商品化事業者や特定利用事業者など特定の企業・団体と資本上や取引上等で密接な関係を有していないこと。
- (2) 重大な法令違反や企業倫理に反する行為が過去1年以内に無いこと。
- (3) 反社会的勢力等に該当しないことに関して、年度ごとに協会が定める表明確約書を提出すること。
- (4) 個人情報保護に関し、協会が定める誓約書（契約時のみ）及び管理報告書（年度ごと）を提出すること。

## 4. 委託業務内容

(1) 市町村等から引き渡される容リ法べール及びプラ法べールの品質調査及び評価

### 1) 調査対象

令和7年度容リ法及びプラ法32条の申込みに関して協会が定める「市町村からの引き取り品質ガイドライン」に基づき、市町村等から引き渡されるべールについて内容物の品質調査を指定保管施設単位毎に行う。



#### 4) 調査実施者

- ①当調査は、協会が委嘱した業務委託先の調査員が立会いをして実施する。
- ②当調査の作業自体は、容リ法ベール及びプラ法ベールを引き取った再生処理事業者主体で実施する。

#### 5) 調査スケジュール管理

当調査に関する管理に関して全て、容リ法調査とプラ法調査は区別して計画する。

- ①調査スケジュール案の作成。
- ②再生処理事業者との調査スケジュールの調整。
- ③市町村への実施日通知。
  - ・原則として、実施日の2週間前。（ただし暦上やむを得ない場合は、1～2週間前の期間で通知する／例：GWや年末年始等）
- ④調査の実施。

#### 6) 市町村の立会い

- ①容リ法調査については、市町村、一部事務組合担当者の立会いは、第1回目は任意とし、再調査実施の場合は要請とする。
- ②プラ法調査については、前期調査、後期調査とも任意とし、再調査実施の場合は要請とする。

#### 7) 評価者

・協会の委嘱した業務委託先の調査員が評価を行う。

#### 8) 評価項目と評価基準

##### ①容リ法ベール品質調査

ア、評価項目

「破袋度評価」「容器包装比率評価」「禁忌品評価」

イ、評価基準・・・・・・・・（別紙参照）

容リ法における「引取り品質ガイドライン」

容リ法における「プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法」

##### ②プラ法32条ベール品質調査

ア、評価項目

「破袋度評価」「適合分別収集物比率評価」「禁忌品評価」

イ、評価基準・・・・・・・・（別紙参照）

プラ法32条における「引取り品質ガイドライン」

プラ法32条における「分別収集物ベールの品質評価方法」

ウ、容リプラと製品プラの組成比率調査

プラ法32条における「分別収集物ベールの品質評価方法」

#### 9) 調査結果報告

##### ①調査報告書の作成と協会への報告。

・実施後3週間を目処に報告

##### ②市町村への郵送。

- (2) 容リ法及びプラ法32条ベール品質調査の手順書、各判定基準書等の策定と学習機会  
「容リ法ベールの品質評価の方法」及び「プラ法32条ベールの品質評価の方法」に基づき、各ベール品質調査のためのサンプリング方法、評価項目の判定基準書を策定し、それに伴ったマニュアルを作成する。必要に応じた内容の見直しなどを協会に提案を行うこと。  
また、上記マニュアルに則り、公正かつ厳格な判断ができるよう、全調査員を対象に半期ごと、或いは必要に応じて協会と協議の上、研修を行い、当調査手順や注意点の再学習や変更点の把握をすること。
- (3) 容リ法及びプラ法32条ベール品質調査に関する効果的な改善提案  
ベール品質調査時の課題を及び業務運営上の課題等を取りまとめ、協会に改善提案を行う。また、協会と月例ミーティングを行い、適時に問題点を共有すること。
- (4) 容リ法及びプラ法32条ベール品質調査の結果について協会への定期報告  
調査結果の状況、調査の進捗状況等の報告を半期ごと、或いは必要に応じて行うこと。
- (5) 調査員の教育と評価  
委託業務を滞りなく行うために、ベール品質調査を実施する調査員に対して、作業内容の周知、訓練、研修、その他必要な教育について協会と協議の上、年度を通して計画的に実施すること。また、調査員の業務遂行状況を把握し、教育等に反映させるための評価を計画的に実施すること。
- (6) 委託業務全般の監査  
委託業務全般について、協会と取り交わしている契約書等の条項に適切に対応し、業務が支障なく遂行されていることを確認するための、内部監査を契約年度内に1回実施し、結果を協会へ報告すること。
- (7) 上記の他に再商品化業務に付随して生ずる案件への対応  
\*以下の業務については、甲が乙に対し別途依頼した場合、双方の協議の上、受託を決定するものとする。
- 1) 市町村等が実施する品質及び組成比率に関する調査の立会い確認業務。
  - 2) 協会が再生処理事業者に対して行う現地検査に関して依頼する業務。(在庫確認、関連帳票類の確認補助、品質測定のための再商品化製品サンプリング等)
  - 3) ベール品質調査における再商品化事業者の仕分け担当者及び選別作業員育成業務。
  - 4) 法の制定や改正等に伴い、ベール品質調査委託業務上必要な事項として依頼する業務。
  - 5) その他必要に応じて協会が依頼する支援業務。

## 5. 品質調査時の身分について

本委託業務に携わる調査員は、協会プラスチック容器事業部の「ベール品質調査員」として、協会の指示を受けベールの品質調査・ランク判定及び容リプラと製品プラの比率確認を行う。

委託業務遂行時は、協会の倫理規程に基づき行動し、協会の社会的信頼の維持・向上を図るも

のとする。

6. 成果物

(1) 調査報告書

(2) 調査結果一覧電子媒体一式

(3) 調査結果総括と分析結果電子媒体一式

(4) ベール品質調査方法のマニュアルと判断基準電子媒体一式

\*上記(1)～(4)全てについて「容リ法ベール品質調査」及び「プラ法32条ベール品質調査」  
ごととする。

以上

◇ 補足資料：用語の定義

|         |  |
|---------|--|
| 容リ法     | 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」<br>(平成7年法律第112号)   |
| プラ法     | 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」<br>(令和3年法律第60号)  |
| 容リプラ    | プラスチック容器包装廃棄物  |
| 製品プラ    | プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物<br>(廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。)   |
| 産廃プラ    | プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの                          |
| 製品プラ等   | 製品プラ及び産廃プラ   |
| 容リ法ベール  | 容リ法に基づくプラスチック容器包装廃棄物の分別基準適合物のベール   |
| プラ法ベール  | プラ法32条に基づく分別収集物のベール  |
| 市町村等    | 市区町村及び一部事務組合   |
| 分別基準適合物 | 市町村等が一般廃棄物として分別収集した「容リプラ」  |
| 分別収集物   | 市町村等が一般廃棄物として分別収集した『「容リプラ」＋「製品プラ」＋「産廃プラ」』（市町村等が申込む対象範囲により異なる）  |
| 令和7年度   | 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間<br>4月1日から9月30日までを「前（上）期」、<br>10月1日から翌年3月31日までを「後（下）期」<br>契約を更新した場合は、年数を更新年度に合わせるものとする。 |